

## 処分事案①

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った不適切な行為について、令和5年（2023年）12月28日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・34歳）・減給1月 10分の1

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（63歳）・嚴重注意

#### 2 処分事由等

当該教諭は、令和5年5月23日2時間目の授業中に、自席で寝ていた生徒を当該教諭が注意し起こしたが、生徒が舌打ちしたことやその態度に憤り、教員が持っていた教科書を教卓に投げつけ、生徒に精神的苦痛を与えたことが下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第29条（懲戒）

##### 第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

##### ・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

## 処分事案②

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った体罰について、令和5年（2023年）12月28日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・53歳）・減給6月 10分の1

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（53歳）・訓告

#### 2 処分事由等

当該教諭は、令和5年11月10日朝読書の時間に、教室の自席で寝ていた生徒を注意し起こしたが、生徒が本を出さなかったため、廊下で指導しようと考え、生徒の腕を引っ張ったところ、椅子ごと倒れた。当該教諭は、床に尻もちをついた状態の生徒をそのまま教室入り口までひきずっていき、その後、当該教諭は、生徒の両脇を持って立たせて、廊下にて生徒の上半身を持ちながら大声で叱責し生徒に肉体的・精神的苦痛を与えた。これら一連の行為が下記に該当するため。

#### ・地方公務員法第29条（懲戒）

##### 第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」

・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

#### ・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」